

## 昭和五十一年政令第二百五十二号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令

内閣は、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）第十条第一項及び附則第三条の規定に基づき、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法施行令（昭和四十六年政令第二百八十二号）の全部を改正する政令を制定する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という）第三十二条第一項の政令で定める法人は、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構及び独立行政法人水資源機構とする。

### 附 則

この政令は、身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十六号）の施行の日（昭和五十一年十月一日）から施行する。

法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人発行人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人防災物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災協会、独立行政法人水資源機構、独立行政

研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研究館、独立行政法人航空大학교、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人国立大学法人及び大学共同利用機関法人日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社日本貿易保険、沖縄科学技術大学院大学学園、日本年金機構及び福島国際研究教育機構、全国健康保険協会、地方独立行政法人開発公社、地方道路公社及び土地

科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開

究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開

法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人国立大学法人及び大学共同利用機関法人日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社日本貿易保険、沖縄科学技術大学院大学学園、日本年金機構及び福島国際研究教育機構、全国健康保険協会、地方独立行政法人開発公社、地方道路公社及び土地

附 則（昭和五五年九月二九日政令第二四五号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和五五年一月二九日政令第二三一号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年八月三日政令第二六八号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年六月一一日政令第二三一号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年八月三日政令第二三三号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則（昭和五六九年九月二九日政令第二九七号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六九年九月二九日政令第二九七号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、昭和五十七年九月一日起施行する。

附 則（昭和五七年七月二日政令第一八四号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、昭和五十七年七月二十六日から施行する。

附 則（昭和五七年七月二日政令第一八四号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、昭和五十七年七月二十六日から施行する。

附 則（昭和五九年一二月一一日政令第一三四二号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、昭和五十九年一二月一日起施行する。

附 則（昭和六〇年三月一五日政令第一三三二号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年一二月二七日政令第一三三二号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年一二月二七日政令第一三三二号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、昭和六十一年三月一日から施行する。

第一 三九号) 抄	附 則 (昭和六一年四月三〇日政令第一 二号)	附 則 (昭和六三年九月二四日政令第二 七号)	附 則 (昭和六三年九月二四日政令第二 二号)	附 則 (昭和六一年九月二九日政令第三 三号)	附 則 (昭和六一年九月二〇日政令第二 六号)	附 則 (昭和六一年九月二〇日政令第二 七号)	附 則 (昭和六一年九月二〇日政令第二 二号)	附 則 (昭和六一年九月二〇日政令第二 二号)
この政令は、公布の日から施行する。 (旧特殊法人登記令等の暫定的効力)	この政令は、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の施行の日(昭和六十三年十月一日)から施行する。	この政令は、新技術開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日(平成元年十月一日)から施行する。	この政令は、新技術開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日(平成元年十月一日)から施行する。	この政令は、雇用・能力開発機構法(以下「法」という。)の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。	この政令は、雇用・能力開発機構法(以下「法」という。)の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。	この政令は、雇用・能力開発機構法(以下「法」という。)の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。	この政令は、雇用・能力開発機構法(以下「法」という。)の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。	この政令は、雇用・能力開発機構法(以下「法」という。)の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。
第一条 この政令は、農業機械化研究所について、第一条の規定による改正前の特殊法人登記令、第三条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法施行令、第四条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令、第五条の規定による改正前の地方法規等共済組合法施行令、第六条の規定による改正前の官公需についての規定による改正前の身体障害者雇用促進法施行令、第七条の規定による改正前の国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令、第八条の規定による改正前の官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令、第九条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令、第十条の規定による改正前の租税特別措置法施行令、第十一条の規定による改正前の所得稅法施行令、第十二条の規定による改正前の法人稅法施行令、第十三条の規定による改正前の地方稅法施行令及び第十五条の規定による改正前の農林水產省組織令は、生物系特定産業技術研究推進機構法附則第二条第一項の規定により農業機械化研究所が解散するまでの間は、なおその効力を有する。	第一条 この政令は、平成十年一月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十年一月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十年一月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十二年六月七日から施行する。	第一条 この政令は、平成十二年六月七日から施行する。
第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成八年八月一二日政令第二四号) 抄	第一条 この政令は、平成八年八月一二日政令第二四号) 抄	第一条 この政令は、平成八年八月一二日政令第二四号) 抄	第一条 この政令は、平成一一年八月一八日政令第二五号) 抄	第一条 この政令は、平成一一年八月一八日政令第二五号) 抄	第一条 この政令は、平成一一年八月一八日政令第二五号) 抄	第一条 この政令は、平成一一年九月一六日政令第二六号) 抄	第一条 この政令は、平成一一年九月一六日政令第二六号) 抄
第一条 この政令は、農用地開発公團法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(昭和六十三年七月二十三日)から施行する。	第一条 この政令は、平成八年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成八年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成八年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成一三年一月三一日政令第二二号) 抄	第一条 この政令は、平成一三年一月三一日政令第二二号) 抄
第一条 この政令は、農用地開発公團法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(昭和六十三年七月二十三日)から施行する。	第一条 この政令は、平成八年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成八年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成八年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成一三年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成一三年四月一日から施行する。





<p><b>附 則</b> (平成一九年二月一三日政令第三 一號) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成十九年四月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二〇年七月一五日政令第二 三七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十年十月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二四年一二月五日政令第一 八九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成一九年三月二二日政令第五 五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p><b>罰則の適用に関する経過措置</b></p>	<p><b>附 則</b> (平成二〇年九月一九日政令第二 八三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二五年三月八日政令第五 一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十六年二月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成一九年三月三〇日政令第一 一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p><b>この政令は、平成十九年四月一日から施行する。</b></p>	<p><b>附 則</b> (平成二〇年九月一九日政令第二 九七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二六年二月五日政令第三 九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十六年二月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成一九年三月三〇日政令第一 一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p><b>この政令は、平成十九年四月一日から施行する。</b></p>	<p><b>附 則</b> (平成二〇年九月一九日政令第二 一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二八年三月二五日政令第七 八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成一九年八月三日政令第二十三 五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成十九年十月一日から施行する。</p> <p><b>この政令は、平成十九年四月一日から施行する。</b></p>	<p><b>附 則</b> (平成二一年九月一一日政令第二 四〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二六年三月三一日政令第一 九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成一九年九月二〇日政令第二 九二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、公布の日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二二年三月二五日政令第四 六六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二八年三月三一日政令第一 六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成二〇年三月三一日政令第一 二七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二三年三月二五日政令第一 一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二八年三月二六日政令第二 三九六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成二〇年六月二七日政令第二 一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二三年六月一〇日政令第一 一四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二九年一月二〇日政令第四 二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成二〇年七月一六日政令第二 二六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二三年一〇月三一日政令第一 一三三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二八年一月二二日政令第一 三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成二〇年七月一六日政令第二 二六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二三年一〇月三一日政令第一 一三三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二九年一月二〇日政令第四 〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成二〇年七月一六日政令第二 二六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二三年一〇月三一日政令第一 一三三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成三一年三月二〇日政令第一 二九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成三十二年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成二〇年七月一六日政令第二 二六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成三一年三月三〇日政令第一 八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成三十三年四月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二八年一二月二六日政令第一 二九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。

附 則（令和四年一月一日政令第三四八号）

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。